

角来八幡神社本殿について

作成：佐倉市文化課

1、角来八幡神社について

- ・神社の創祀については明らかではないが、正徳5年（1715）の奥書がある「角来八幡縁起」が残っている。
- ・縁起には、八幡神の由来を記し、堂の建築、八幡神像、阿弥陀如来像の安置といった信仰に関わる環境が整備されたこと、縁起が編まれた経緯が述べられている。
- ・神社は現在も氏子の手によって管理がなされている。

2、神社本殿について

（1）現況について

- ・神社本殿は、拝殿からつながる覆い屋の中に鎮座している。
- ・本殿正面の擬宝珠に「元禄十六年四月吉日」の銘文が確認される。
- ・こけら葺の屋根の剥がれや部材に若干の傾きやずれが確認できるが、覆い屋に覆われていることもあってか、全体として良好といえる状態といえる。

（2）特徴について

- ・間口6.015尺の間社流造
- ・屋根はこけら葺で、大半が改変されていて建立当初の状況が判明しない中で、覆屋が架けられているために建立当初と同じ葺材の屋根が残されている。
- ・身舎の組物が出組（支輪は本支輪）となり、身舎妻の架構が虹梁上に力士（あるいは邪鬼か）を置いて棟桁の組物を受けるなど少し複雑になっている。
- ・庇の組物は連三斗で中備に臺股を置く。身舎とは海老虹梁でつなぎ、身舎は柱頭、庇は丸桁と組む。庇の組物と海老虹梁の架け方は大佐倉八幡神社などと同じ。
- ・庇の水引虹梁には地紋彫があり、一部に古い文様彩色の跡が残る。頭貫及び庇の虹梁には丸彫りの獅子が付く。虹梁の渦には折れ（茨）がいくつか出来て巻き込みが木瓜形となっている。

（3）位置づけについて

- ・先に指定されている大佐倉八幡神社は、形式・手法等によりこの本殿よりも古い17世紀前半に遡ることがわかっているが、それを述べた資料等は現存していない。
- ・一方でこの本殿の建立年代は縁起や銘文によって明らかで、佐倉市内に現存する神社本殿で資料により建立年代が明確な最古の例と位置付けることができる。

- ・組物、身舎妻の架構、庇への繋ぎなどの各部の形式、頭貫・庇の虹梁の獅子、虹梁の渦といった細部の手法・意匠は、よく時代を表していて縁起や銘文の年代とも合致。
- ・江戸前期から中期の神社建築の特徴をよく残し、これを指定することで、すでに指定されている大佐倉八幡神社（江戸前期）、鐺木麻賀多神社（天保15年）とあわせて、佐倉市内の近世の神社建築を前・中・後期を通観する形で捉えることが可能となる。

3、神社縁起について

(1) 概要

- ・本縁起は、江戸時代の角来八幡神社の由来を記している。
- ・巻頭に印があり「角来八幡縁起」の題があり本文が続く。巻紙の形態で拝殿通路の長持に納められていた。一部に虫食いがあるものの、内容を十分に確認することができる。
- ・巻末には正徳5年（1713）の奥書・印あり。
- ・縁起には、元禄16年に本殿などが創建されたことが記され、現在の神社本殿と縁起をあわせてみることで、当時の経緯や信仰のあり方なども把握することができ、本殿とあわせて指定に値する資料であるといえる。

(2) 縁起の内容について

- ・縁起は、次のような構成をとっている。
 - ① 八幡神の由来
 - ② 元禄16年（1703）、別当祐覚法印、村長兼坂半兵衛、新たに堂を建築
 - ③ 佐倉藩士・松井八郎兵衛忠道により八幡神像が寄進される
 - ④ 月海和尚・村長・村の人々により阿弥陀如来像が求められ安置される
 - ⑤ 本縁起が編まれた経緯と神と仏の関係
- ・阿弥陀如来像の安置にあたっては、嶺南寺（新町）の前住職とされる月海和尚が関わったことや、縁起の執筆は稲葉家菩提寺の養源寺の僧侶と思われる提河が依頼を受けたことも記されている。こうした寺院・僧侶の関係性もうかがわれる内容は当時の様相の一端を見ることができる点でも貴重である。

(3) 別当寺・阿弥陀如来像について

- ・「岩瀧山常泉密師」の代に別当職を兼ねたというのが、現在別当寺と思しき寺院は現存せず。
- ・『千葉県印旛郡誌』には、「角来村字屋敷前にて真言宗で実蔵院末なり阿弥陀如来を本尊とす由緒不詳」とされる常泉院があり、これがかつての別当寺か。
- ・『印旛郡誌』が編纂された大正2年（1913）にはまだ開かれていたようであるが、いつ頃廃されたかは不明。

【注釈】

(一) 誉田天皇 ほんだすめらのみこと 応神天皇。

四世紀後半から五世紀初頭のころの天皇とされる。

中世以降は八幡神と同一とされ信仰を集めた。

(二) 八幡 はちまん 武運の神として崇敬を集め、

応神天皇とも同一とされた。早くから仏教と習合し

ていたようで、天応元年(七八一)に宇佐八幡に鎮護

国家・仏教守護の神として「八幡大菩薩」の神号が朝

延より送られている。貞観元年(八五九)には僧・行

教が平安京の鎮守として石清水八幡宮を勧請してい

る。以降、清和源氏が氏神として仰ぐようになり、武

神として信仰が広がり、関東では鶴岡八幡宮が鎌倉

の守護神となった。

(三) 八正 はつしょう 仏教の基本的な八種の実践

法

(四) 行教 ぎょうきょう 平安時代前期の僧侶。生

没年未詳。石清水八幡宮の開祖。

(五) 本地 ほんじ 仏や菩薩が人々を救うため、仮

に神の姿をとってこの世に現れる垂迹身に対し、そ

の本来の姿である仏・菩薩をさす。

(六) 岩瀧山常泉密師 いわたきさんじょうせんみつ

し 常泉院について『千葉県印旛郡誌』によれば「角

来村字屋敷前にて真言宗で実蔵院末なり阿弥陀如来

を本尊とす由緒不詳」とされている。別当 べつとう

う 本官のある者が別に職を担当することの意。神

仏習合においては、神社に付属して置かれた寺院や

他の寺院の僧侶が神職を兼ねることが一般的に行わ

れた。明治元年の神仏分離で廃絶した。

(七) 一枸盧舎 いっくるしゃ 「枸」はからたちやひ

いらぎのことを示すほか切り株といった意もある。

「盧舎」とあわせて、守りの固い城を示す「金城」と

の対比から粗末な堂を例えて言ったものか。

(八) 生處神 うぶすながみ 産土神。生まれた土地

の守護神。近世以降は氏神と混同されている。

「角来八幡縁起」(角来八幡神社所蔵)

④

角来八幡縁起

恭しく惟れば此の神は誉田天皇(二)の尊霊也

之を八幡(三)と称する所以は何ぞ哉

八正(三)の幡を建て八方の衆を度するを以て歟

之を大菩薩と称する所以は何ぞ哉

其の託に吾は是れ誉田天皇廣幡八幡我れを護国靈験威身神大自在

王菩薩と名づくくと玉ふを以て歟

本身を行教(四)が袈裟の上に現して従り来其の本地(五)は

阿弥陀と称す也

其の詳なるは諸書の載する所見るべき也

総の下州印旛郡角来村に神社有り

是れ八幡の鎮座し玉ふ所なり

同村岩瀧山常泉密師代別当之職(六)を兼る

此の地や佐倉を去るばかりにして一枸盧舎(七)ばかりにして其の位

恰も金城と相對す

是れただ村中の生處神(八)のみに匪ず

又城邑の鎮護と仰ぐべき也

其の草創いづれの世と云うを知らず

【本文意訳】

角来八幡縁起

恭しく考えをめぐらすと、ここ(角来八幡神社)の祭神は、誉田天皇(応神天皇)の尊霊である。これを八幡と称する言われ

は何だろうか。八正の旗を立て、あらゆる

方向の衆生を救うことによつてだろうか。

これを大菩薩と称する言われは何だろうか。

か。その託宣によれば、我は誉田天皇廣幡八幡、我を護国靈験威身神大自在王菩薩と

名付けなされたことによつてだろうか。

その身を行教和尚の袈裟の上に現れて以後その本地は阿弥陀如来と称したのである。

その詳しいところは諸書に掲載されているのを見るべきである。

下総国印旛郡角来村に神社がある。ここは八幡様の鎮座なさつているところである。

同村の岩瀧山常泉密師の代に別当の職を兼ねた。この地や佐倉はさることながら、

粗末な堂ばかりで、守りの堅い城とは正反対のものであった。しかし、この八幡様は

ただ村の中の産土神のみであるばかりではない。城下の鎮護を仰ぐべき存在である。

その草創はいつの時代であるかはわからない。

(九) 丹青 たんせい 絵具または彩色。 漫漶 まんかん (文字や絵などが磨耗や湿気で) かすれてはつきりしないさま。

(十) 祐覚法印 ゆうかくほういん 当時の別当常泉院の住職であった人物か。詳細は不明。法印は僧位の一つ。平安後期より高僧や仏師などにも与えられるようになった。

(十一) 炫耀照爛 げんようしょうらん 光り輝くこと

(十二) 形像 きょうざう 仏などの姿・形をかたどった絵や彫刻。

(十三) 虚霊 きょれい 天からうけた徳の霊妙なこと。心の本体は空虚であっても、その知覚は霊妙であるということ。心霊。

(十四) 無相 むそう すがた・形がないこと。有相(うそう)に対していうが、多くは有相・無相の差別を超えた空の姿を言う。

(十五) 有相 うそう すがた・形のあるもの。無相(むそう)に対していい、これは生滅変化するところから有為の意味にも用いる。

(十六) 応驗 おうげん ききめ、効能。神仏などのあわらす不思議な働き。 靈験。

(十七) 太守稲葉丹州公 たいしゆいなばたんしゅうこう 当時の佐倉藩主・稲葉正知(まさとも)のこと。丹後守を称した。

(十八) 伝教大師 でんぎょうだいし 天台宗の開祖・最澄(さいちよう)のこと。彼の作とされる仏像・書・経などは全国各地に存在し信仰を集めた。

(十九) 儀相瑞嚴威光赫奕 ぎしやうずいがいんいこう かくえき 像が威嚴のある面立ちで光り輝く威光のあるさまをいう。

風霜既に古より祠宇墮れ痺れ丹青漫漶(九) 鮮やかならず

元禄十六癸未の年別当祐覚法印(十) 村長兼坂半兵衛力を勤せて

大に土木を興し靈廟拜殿瑞籬衛門皆舊制に超て高大にして壯麗なり

彫鏤丹青炫耀照爛(十二) せり

於戲中興の功業亦大ならずや

然れども社中形像(十三)の在すなきを以て猶足らずとなす

夫れ神元と虚霊(十三) 無相(十四)を以て本體となす

また胡ぞ有相(十五)を以てせんや

然れども只是れ世人多く無相の本體を解せず

若し形像に対するに非ずんば則ち信を生せず

苟も信を生せずんば則ちに應驗(十六)なからん

應驗なくんば則何をか敬崇せん

嗚呼宮社は闕くべくも形像は闕くべからず

此に松井八郎兵衛忠道と云うひとあり

太守稲葉丹州公(十七)の家臣也

祖父道輔父嚴道及び忠道代く八幡の尊像を傳持して以て

これを肅みこれを恭う

是れ伝教大師(十八)の彫刻する所也

其の儀相瑞嚴威光赫奕(十九)として以て崇むべし

或時忠道其の所闕くを聞きて遂に捧げ来たりて此に安置す

懿哉忠道之を一家に於いて秘在せん與り

若し普く國人之を拜讀せしめんと孰れか其の功德千増万倍と謂うべき也

風霜にさらされ古より祠や御堂は崩れ破れ、彩色もかすれてはつきりせず鮮やかさは失われていた。元禄十六年(一七〇三)、別当の祐覚法印と村長の兼坂半兵衛は、力を合わせて土木工事を興し、靈廟、拜殿、玉垣、鳥居をすべてかつてのものより立派で壯麗なものとした。彫刻や彩色は光り輝くようであった。なんとこの中興の功業は、大きなものである。

しかし、社中の神仏像はいまだにない状態であった。どのようにして神と姿のない心を神体・本尊となさないのであるか。また、どのようにそれを姿のある形でなさないのであるか。しかし、世の人の多くは、姿・形のない神体・本尊を理解していない。もし、形のある像に相對しなければ、信仰心が生まれえない。仮に信仰心が生まれなければ、神仏による不思議な働きはないだろう。それがなければ、人々は一体何を崇敬するのだろうか。ああ、宮社は欠いたとしても、神仏像は欠くべきではない。

ここに松井八郎兵衛忠道という人物がいる。藩主稲葉丹後守の家臣である。祖父の道輔、父の嚴道及び忠道の代に八幡神の尊像を伝え持ちこれを謹んで尊んでいた。これは、伝教大師(最澄)の彫刻したものである。その威儀のある面立ちは嚴かで光り輝く威光によって崇めるべきものであった。ある時、忠道は角来八幡神社に神像がないことを聞いて、ついにはこれを捧げ来てここに安置した。立派なことであり、一家に秘蔵しておくよりもあまねく多くの人がこれを拜礼できるようにした功德は千増万倍ともいうべきものである。

(二十) 夫れ本に依て未あり ものそれほんによつて
まつあり 四書五経の「大学」の一節「物に本末あり」のことか。物事には、原因(本)があり、その結果(末)が発生するということの意。

(二一) 垂迹 すいじやく 本体である本地としての
仏や菩薩に対し、人々を救うために仮に神の姿となつて現れること。またはその姿。

(二二) 前任嶺南月海和尚 ぜんじゅうれいなんげつ
かいおしょう 佐倉市新町の清浄山嶺南寺(曹洞宗)の前の住職であつた人物か。詳細は不明。

(二三) 恵心僧都 えしんそうず 平安時代中期の天台宗の僧侶、源信(げんしん)。「往生要集」を著し、後の浄土教成立の基盤を築いた。

(二四) 誦経称號 ずきょうしょうごう 経文を声に出して、名号(仏・菩薩の称号)を唱えること。

(二五) 別当常泉快照密師 べつとうじょうせんかい
しょうみつし 別当寺の常泉院の住職。このときは
祐寛から快照に代が替わつたと思われる。

(二六) 野盤函拙 やばんろせつ 野蛮・粗野で拙い
ことのとえ。

(二七) 法盟 ほうめい 法脈、仏法を師から弟子へ
伝える経脈の絆

(二八) 浮屠氏 ふとし 仏陀の音訳からほとけ、僧
侶、仏教徒のこと

爾より来た彌く祭祀解らず衆人欽敬奉仕すれば殃を除き
災を禳ひ祥を産し 暇を降して靈験更に鄂り亡し也
噫嘻物夫れ本に依て未あり (二十)

已に垂迹 (二一) 之形を安ず豈に本地之像を歟ん耶
前任嶺南月海和尚 (二二) 老て而于社邊に肥遯す
因て之を以て懐に 介めることを淹し

此に恵心僧都 (二三) の彫造する所の阿(弥)陀聖像有り
其の相好瑞簾慈光炬赫として誰か渴仰瞻注せざらん乎

維れ時正徳五乙未年月海和尚永学禅者村長兼坂半兵衛及び村中の
信男信女與り志を同じくし分に 随て金錢を出して之を贖うて
羿来て于庵中に安ず

此より農香夕燈誦経称號 (二四) 歌こと無くして而于萬年に至る也
吁大なる哉其の功共に蓮華國に生ずるの勝縁とならざらん耶

月海和尚一日故に我山に入りて告げて曰く
彼の靈廟善を盡し美を盡すと雖も猶未だ来由を筆するあらず

請う為に之を筆して以て芳于後世に流よと
別当常泉快照密師 (二五) も亦同く之を希ふと

野盤函拙 (二六) 文を為るを知らざれども法盟 (二七) の厚き固辞することを
得ず

漫に其の顛末を誌し以て于其の需に応ず
時に客有り此の草稿を閲て云く浮屠氏 (二八) 古振り妄語して本地は
佛也垂迹は神也と曰て遂に神明を引て佛氏に入る者の吁神何ぞ之を
罰せざる哉

それ以来、祭祀を怠らず、人々は敬い奉仕すれば、天罰や災害が除かれ、喜ばしいことが生まれ、幸福が降り、靈験更に限りのないものとなる。なんと、「物に本末あり」といったところだろうか。

しかし、垂迹の形を安置しただけであり、本地の像を欠いているのではないか。嶺南寺の前の住職である月海和尚はこの社の辺りでゆつたりと世を逃れた生活を送っていた。よつて、このこと(本地の像がないこと)の仲立ちをする余裕があつた。ここに、恵心僧都(源信)の彫像した阿弥陀如来像がある。その顔立ちはめでたく清らかで慈しみの光輝くもので、誰もが心の底から仰ぎ慕うものである。これは、正徳五年(一七一五)に永く禅を学んだ月海和尚と村長兼坂半兵衛及び、村中の信心深い男女が志を同じくして、分相応に金錢を出し合つてこれを購入し、堂中に安置したものであつた。これより農香り、夕方に明かりを燈し、経文・名号を唱えるのに欠くことが無く万年に至つたのである。ああ、その功績は偉大なもので蓮華が国に生ずるほどすぐれた良い因縁となるだろう。

月海和尚が一日私のところにお越しになり次のように告げた。かの靈廟(角来八幡神社)は善を尽くし、美を尽くすといえどもいまたその由来を記したものが無い、これを記して後世に伝えよと。別当の常泉院の快照密師もまた同じくこれを願つてゐるといふ。(私は)粗野で拙く文をつくることを知らないけれども、法脈の絆により固辞することができず、すずろにその顛末を記しその求めに応じた。ある時に来客がありこの草稿を見て、僧侶は古より嘘をついて本地は仏で垂迹は神であると言ひ、遂には神明を引いて仏弟子に入る者を神はどうして罰しないのだろうかと言つた。

(二九) 清浄法身毘盧舍那仏 授戒・葬儀・飯台などの念誦の後に唱える十仏名の一つ。江戸時代に中国から隠元隆倚が黄檗宗を伝え、本場の中国から来たというので臨済宗を初め各宗にとり入れられたという。「清浄法身」は清浄な魂、姿、「毘盧舍那仏」は密教における大日如来と同一視される如来のこと。

(三十) 虚靈圓明漠然凝寂 心の主体、靈魂が理知円満の境地に達して明らかに悟り静かな状態に入ることのたとえ

(三一) 色に非ず相に非ず 「色」は仏教では一般に言う物質的存在のこと。「相」は内面の本質を見るべき外面のようす。

子が曰く姫魚汝に語らん

夫れ清浄法身毘盧舍那仏(二九)や虚靈圓明漠然凝寂(三十)古に亘り

今に亘り天を拄へ地を撐へ色に非ず相に非ず(三一)去る無く来る無し

然れども無縁の慈悲以て普く群生の機感に応じて或いは佛形を現し

或いは菩薩と化し或いは大神と化するのみ

譬ば孤月天にあり影を于万水に印するが如し也

若し忽然として漆桶を打破せば此の清浄法身を徹見せん

清浄法身を徹見せば則その本地は佛なることを知らん

ただ神のみ一切の有情非情と自己と同じく

其の本地は佛なることを知らん

然らば則萬物は一體なることを解せん

萬物は一體なることを解せば則神を喚んで佛と為るも亦得たり

佛を喚んで神と為るも亦得たり

萬物を喚んで神佛と為るも亦得たり 神佛を萬物と為るも亦得たり

以て此の諍論有るべからず

又同く阿弥陀華には無量壽と云う 佛の壽命無量なるを以てが故なり

神明若し物と速に変滅に帰せば無量壽に非ず

既に変滅に帰せず 之を無量壽と為すに何の妨か有らん

客謝して退く因て並せて之を録すと云う

正徳五乙未夏

養源祥提河(三三)謹書

印

印

(三三) 養源祥提河 当時の藩主稲葉家の菩提寺である養源寺をさすか。その僧である提河がこの縁起を記したか。

(これを受けて) 私は次のように言った、私があるに説明しましょう。そもそも清浄なるお姿の毘盧遮那仏や心霊が理知円満の境地に達して落ち着いて静かに明らか悟ることは、古から今に亘り、天地を支え、物質的なものではなく存在するものでもなく、去るものでも来るものでもない。しかし、相手が誰であろうとも慈悲をもってあまねく仏が衆生の心の働きを感じ取ってこれに応じ、あるいは仏や菩薩や神の形をとつてこの世に現れるのである。例えるなら、一片の月が天にありその影が多くの水に映るさまのようである。もし突然に漆の桶を打ち壊せば、この清浄な色も形もない真実そのものの形を見通すだろう。清浄な色も形もない真実そのものの形を見通せば、すなわちその本地は仏であることがわかるだろう。ただ、神のみ一切の心の動きを持つものと持たないものと自らとを同じくその本地は仏であることを知るだろう。それならば、万物は一体であることを理解するだろう。万物は一体であることを理解すれば、神を呼んで仏となるのもやはりその通りである。仏を呼んで神となるもやはりその通りである。万物を呼んで神仏となるのもやはりその通りである。神仏を呼んで万物となるのもやはりその通りである。よってそうした言い争いはするべきではないのである。また同じく、阿弥陀は壽命が無量であるという。仏の壽命が無量であるためである。神がもし速やかに変じ滅んでしまえば壽命が無量ではない。しかし、変じ滅んではいけない。これを壽命が無量であるとするのに何の妨げがあるうか。(これを聞き)客は謝って退出した。よって、あわせてこのことを記録するという。

正徳五年(一七一五)夏

養源祥提河謹んでこれを書く

かくらいはちまんじんじゃほんでん つけたり えんぎ
 「角来八幡神社本殿 附 縁起」指定理由書（案）

1. 種 別 有形文化財
2. 名 称 角来八幡神社本殿 附 縁起
3. 員 数 1 棟
4. 構造形式 いっけんしやながれづくり
 一間社流造、こけら葺
 附 縁起 1 巻
5. 所 有 者（管理責任者） 宗教法人 八幡神社
6. 所 在 地 佐倉市角来 1 番地

7. 指定理由

神社の創祀については明らかではないが、正徳5年（1715）の奥書がある「角来八幡縁起」が残っている。縁起には、八幡神の由来を記し、社殿、八幡神像、阿弥陀如来像の安置といった信仰に関わる環境が整備されたこと、縁起が編まれた経緯が述べられている。社殿については、かつての建物が崩れていたため、元禄16年（1703）に別当祐覚法印、村長の兼坂半兵衛が新たに建物を建てたことが述べられている。この本殿の縁の高欄擬宝珠の刻銘と年が一致することから、縁起にある新たな建物はこの本殿であり、建立年代がこの縁起と銘文によって確認できる。

この本殿は、間口6.015尺の一間社流造で、身舎の組物が出組（支輪は本支輪）で中備に臺股をおき、身舎妻の架構は虹梁上に力士（あるいは邪鬼か）を置いて棟桁の組物を受けるなど少し複雑になっている。庇の組物は連三斗で中備に臺股を置く。身舎とは海老虹梁でつなぎ、身舎は柱頭、庇は丸桁と組む。庇の組物と海老虹梁の架け方は先に指定されている大佐倉八幡神社本殿などと同じである。庇の水引虹梁には地紋彫があり、一部に古い文様彩色の跡が残る。頭貫及び庇の虹梁には丸彫りの獅子の木鼻（掛鼻）が付く。

虹梁の渦には折れ(茨)がいくつか出来て巻き込みが木瓜形もっこうがたとなっている。軒は二軒繁垂木のき ふたのきしげたるき、屋根はこけら葺で大半が改変されていて建立当初の状況が判明しない中で、覆屋が架けられているために建立当初と同じ葺材の屋根が残されている。

先に指定されている大佐倉八幡神社本殿は、形式・手法等によりこの本殿よりも古い17世紀前半に遡ることがわかっているが、それを述べた資料等は現存していない。一方でこの本殿の建立年代は縁起や銘文によって明らかで、佐倉市内に現存する神社本殿で資料により建立年代が明確な最古の例と位置付けることができる。そして、組物、身舎妻の架構、庇への繋ぎといった各部の形式や頭貫及び庇の虹梁の木鼻、虹梁の渦といった細部の手法・意匠は、よく時代を表していて縁起や銘文の年代とも合致する。このように、この本殿は時代の指標ともなる、質が良く保存も良好な遺例であり、建立年代を示す縁起とともに指定文化財にふさわしい。

立崎家住宅の国登録申請について

【建物の概要】

立崎家住宅 主屋 1 棟

構造・規模：木造平屋建 当初部分の規模は梁間 5 間・桁行 7 間

屋根は棧瓦葺寄棟造り（当初は茅葺き）

農家住宅であり、養蚕を行っていた痕跡あり。

建築年代：明治後期（推定）

その他：土蔵あり（外壁などは改装される）

【調査に至る経緯】

建物は所有者が経営する会社の迎賓館として利用されている。所有者から今後建物を残し活用していくために、その文化財としての価値の有無について相談を受けた。

主屋外観の形状は変えられているが、大正14年の茅葺屋根の古写真があり、養蚕に関わる形状の特徴が残っていること、根郷村村長の屋敷で上級農家住宅と考えられること、過去の歴史的建造物の悉皆調査でも取り上げられていることから、その文化財的な価値についての詳細調査を令和4年度に協同組合伝統技法研究会に委託して実施した。

【建造物調査の成果】

茅葺きから瓦屋根、窓にはサッシを入れ、増築部分があるなど改変されているが、明治時代中期以降の佐倉地域の典型的な建造物であり、それ以前の民家の間取りや造りを継承している。茅葺き時代の軒はセガイ造りで、小屋組には当初の小屋梁や軒桁が残されており、その上に現況の瓦屋根を支える和小屋を組んでいる。また、養蚕を行っていた痕跡もあった。なお、主屋は手入れが行き届き、庭や屋敷林の保全など旧状を良く残し、この地方の歴史的景観に寄与している。

【国登録有形文化財の登録手続きの流れ】

これまで、登録にあたっては文化庁から派遣される調査官による実査を経て、意見具申をすることとなっていたが、「文化財保存活用地域計画」を作成済みの自治体は、実査が不要となる。代わりに、文化財審議会から市宛てに当該物件が国登録有形文化財にふさわしい旨の意見を添えて、意見提案で手続きをすることとなった。

佐倉市は地域計画を作成済みのため、審議会から市宛ての意見が必要となる。よって、今回の審議会では、立崎家住宅の視察を行い、審議会からの意見をいただきたい。なお、県文化財課を通じて文化庁登録部門に概要の資料を送付し、情報を共有している。意見提案に必要な資料はこれまでとほぼ同様で、提出は年3回（6月・10月・2月）である。

佐倉市内寺社美術工芸品調査事前アンケート（案）

作成：佐倉市魅力推進部文化課

1. 記入者・今後ご対応いただける担当者職名・連絡先

- アンケートの記入者、今後、文化課からの問い合わせに対してご対応いただける方のお名前・連絡先等をご記入ください。

宗教法人名	
職・氏名	
住所	〒
電話	
メール	

2. 今後の把握調査の受け入れについて

- (1) 佐倉市による把握調査の受け入れの可否につきまして、次の①～③で該当するものに○を付けてください。把握調査については別紙資料をご参照ください。

- ① 受け入れ可能 ② 条件が整えば受け入れ可能 ③ 受け入れられない

- (2) (1) で②または③とお答えいただいた理由をご記入ください。

--

3. ご所蔵の美術工芸品等の保存環境について、その他文化財行政に対するご要望など

- 美術工芸品の保存・管理にあたり何かお困りのことがありましたらご記入ください。
- また、アドバイス等が必要でしたらその旨もあわせてご記入ください。
- 今後の文化財行政の参考とさせていただきますので、その他ご要望などございましたらご記入ください。

--

4、美術工芸品の有無

・ご所蔵品のうち、次の美術工芸品に該当するものとその情報についてご記入ください。

【名称】 それかどのように呼ばれてきたのかをわかる範囲でかまいません。

【種別】 把握調査の対象となる彫刻・絵画・工芸のいずれかを記入してください。

彫刻：仏像・神像・高僧像など

絵画：涅槃図・仏画・肖像画・絵巻など

工芸：法具・古神宝・その他宝物類など

【年代】 それかいつごろ制作されたのか、年または年代をわかる範囲で。不明でも古い時代のものであるという伝承がありましたら、ご記入ください。

【場所】 どの場所に保管されているのか、だいたいの場所をかまいませんのでご記入ください。

【数量】 その美術工芸品の数量をご記入ください。仏像で脇侍をともなう場合、それを含んだ数量をご記入ください。

【備考】 その美術工芸品の制作者・伝承など何かわかっている情報があれば、その概要を記入ください。

【名称】	【種別】	【年代】	【場所】	【数量】	【備考】
(例) 木像阿弥陀如来立像	彫刻	天文元年 (1532)	本堂	3 体	像裏に墨書あり。千葉氏の祈願によって製作されたと伝わる。
(例) 釈迦涅槃図	絵画	江戸時代?	庫裏	1 巻	江戸時代に寄進されたもの。
(例) 密教法具 (五鈷杵)	工芸	不明	倉庫	1 個	詳細は不明だが、弘法大師が使用したものと伝わっている。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> ※アンケート配布時には、枠をもう1ページ分広げた記入枠を送ります。 </div>					

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。同封の返信用封筒にてご返送くださいませ

▶おわりに

①調査成果をどのように活かしていくか

▶文化財指定の推進

- 調査によって市にとって重要な文化財であることが把握されたものの指定をすすめます。

▶報告書の作成・成果報告会の実施・実物の展示

- 調査の成果をまとめた報告書を数年に一度作成し、成果を形として残し公開します。あわせて、その成果を報告する機会を設け、主要なものの実物展示を行います。

②「地域」での継承をともに考える

▶信仰的価値と文化財的価値

- 両者は異なる価値づけですが、並存するものと考えます。

信仰的価値

文化財的価値

文化財の指定は、かつては「優品」的な見方が優先されてきましたが、現在、文化財的価値が多様化していることが影響しています。

- ですので、**伝承と史実に違いがあったとしても、信仰対象としての価値が損なわれるものではありません。**史実と異なる伝承についても、決して否定されるものではなく、なぜそうした伝承がこれまで残ってきたのかを見ていくことが重要であると考えます。

▶改めて「地域」から

- これらを踏まえて、その継承を考えたとき、「**地域**」は改めて注目される視点の一つとなっています。「地域」で営まれた暮らしや信仰の中で今日に残された部分に注目し、**文化財を「自分事」として捉える**という視点です。地域の祭礼用具の修繕・復活や、寺院の所蔵する宝物類の修復と公開などが、その一例として挙げられます。
- さらに、宗教組織、宗教者の活動として、修行や布教のほか、建物やご所蔵品の日常の維持管理、軽微な補修、清掃などが挙げられます。**こうした活動が古来よりの信仰や地域の歴史文化を今に伝え、その価値を構成**しているといえます。
- これを支えることは、**寺院・神社の皆さまと行政の双方にメリットがある**と考えます。市では、こうした文化財を取り巻く現状を踏まえて、**継承のための活動をサポートすることを含んだ把握調査が必要**と考えています。
- しかし、様々なご事情により、すぐに協力や受け入れが難しいこともあるかと思えます。できるところからで構いませんので、ご理解・ご協力が賜れば幸いです。

佐倉市内寺社美術工芸品把握調査にあたってのお願い

資料 5



▶はじめに

昔から地域やそこに根ざした寺院・神社で大切に残されてきたものは、これを受け継いできた人々の思いが込められています。これらは寺院や神社の歴史だけでなく、その土地の歴史文化を物語るかけがえのない存在です。これらを後世に継承していくためには、それが一体どんなものなのかを調査するだけでなく、保存環境の実態や防災・防犯に関わる課題・ニーズを把握し、所有者の皆さまと行政が情報を共有することが必要です。

そのため、佐倉市では「佐倉市内寺社美術工芸品把握調査」を令和7年度より実施するべく準備を進めています。本資料は、その調査について概要をまとめたものです。アンケート調査にお答えいただく前に目を通していただければ幸いです。

▶ 今後の把握調査について

① 調査のねらい

- 佐倉は、印旛沼がもたらす恵みによって形成された地域の核となる大規模な集落が古くから形成されました。さらに、水上交通と古東海道などの街道を活かした陸上交通が組み合わさり、交易・交流の要衝となりました。様々な人々とモノが行き交うことで文化的な成熟が促され、**特徴的な信仰の表出が見られ、地域に浸透**していきました。
- 特に、**古代の印旛沼周辺の仏教文化の伝播・浸透**や**中世の千葉氏などの武家の信仰**を鑑みると、多くの仏像・神像や法具・古神宝・宝物類が制作・奉納されたと考えられます。
- しかし、これらがどれだけ現存しているのかについての**把握調査は十分とは言えず、古代・中世の佐倉の歴史文化がきちんと評価されていない状況**にあります。
- この課題を解決するために、皆さまのご理解・ご協力のもと把握調査を進めたいと考えています。

② 調査内容について

- 開始時期** 令和7年度より年数件を実施することを予定
- 調査先** アンケート調査等をもとに**事前にご相談の上、決定**
- 調査対象** 指定文化財となっていない美術工芸品のうち下記を主な対象

- ▶ **時代** おおむね平安時代から江戸時代
- ▶ **類型** 彫刻（仏像・神像・高僧像など）
絵画（涅槃図・仏画・肖像画・絵巻など）
工芸（法具・古神宝・その他宝物類）

※関連する古文書、歴史資料等もございましたらこの限りではありません。

③ 調査協力員について

- 調査は、**文化課職員と市が依頼した調査協力員とともに実施**します。
- 調査協力員は、**過去に県内市町村において同様の調査を行った経験、美術工芸品に関する知識**を有し、**文化財の保存状況や簡易的な処置に対するアドバイス**ができる方々に依頼をします。
- 調査にお邪魔させていただくだけでなく、寺院・神社でどうやって文化財を継承していくのか、そのあり方について**寄り添って一緒に考えていける方々**です。

▶ ただ調査させていただくだけではありません

- * 今回の調査はただ文化財を調査させていただくだけではありません。**近年の文化財をとりまく状況を鑑みて、次の2点についてお手伝いをさせていただきます。**

① 保存環境に関する助言や簡易的な応急処置、保存用具のご提供

- 文化財の中でも美術工芸品の素材は脆弱なものが多いため劣化や破損が起りやすく、**適切な環境での保管、周期での修理が必要**となります。
- しかし、保存のための本格的な施設や設備の導入や修復には、**高額な費用**がかかります。

- まずは、**新たな施設や設備を導入しない保存環境・日常管理の提案や資料の提供、簡易的な応急処置**を調査とあわせて行います。
また、**必要に応じて保管のための中性紙箱・封筒などの保存用具を提供**いたしますので、整理に役立てていただければと思います。



文化財調査・撮影の様子



令和元年秋の台風によって被害を受けた長熊廃寺跡

② 防災・防犯

- 豪雨などの自然災害による文化財の被災、美術品の盗難など**もしばしば起り、文化財に関しても防災・防犯の視点が求められています。**
- 文化財が被害を受けてしまった際に、被害前の状況に戻すためには、**その文化財の基本的な情報を所有者・行政で共有することが必要**です。

- そのため、**調査によって把握された文化財に関するデータや写真を提供**いたしますので、日常の管理、防災・防犯にお役立てください。